

平成 30 年度

社会福祉法人あだちの里 事業計画

目次

はじめに

- I 法人使命の推進
- II 福祉の置かれた状況
- III 法人意思決定・議決機関
- IV 本年度法人経営方針
- V 法人経営の基本的考え方
 - 1 安全安心な事業経営
 - 2 顧客満足度の推進
 - 3 ニーズに応じた事業展開
 - 4 法人ガバナンスと組織整備
 - 5 健全財政の確立と財務規律の強化
 - 6 職員管理と職員育成の推進
 - 7 公益的な取組みと地域関係機関との連携
- VI 後援会活動への協力
- VII 事業所・事業活動一覧

はじめに

平成8年に足立区手をつなぐ親の会母体に社会福祉法人として設立されて23年を迎え、障がい福祉事業を担う法人としては都内でも有数の規模となりました。今後も地域・関係機関の理解、協力を得て連携を深め法人事業の安定的な維持発展を進めていきます。

平成30年度は、法人にとって重要な課題に取り組み実行していかなければならない年になります。社会福祉法改正による社会福祉法人制度改革への対応をさらに進めていきます。新施設である（仮称）江北一丁目障がい者通所施設（平成29年12月着工）を平成31年4月開設に向けて建設します。また、新規施設開設に向けた人材の確保も確実に進めなければなりません。

法人中長期計画を平成26年度に策定し5年目となります。計画に沿って法人事業計画を作成しました。法制度面の改正や行政計画の策定に対応した法人中期計画の見直しが課題となります。

I 法人使命の推進

「障がい者が地域と共に 笑顔で生活できるよう 私たちは応援します」

上記の法人のミッションは、障害者権利条約の意義を含んだものです。法人は引き続き、障がい者のライフステージにおけるさまざまなニーズを的確に把握するとともに、生まれ育った足立区において自立と社会参加ができるよりよい「居場所」を確保していくため必要なサービスを提供していきます。

II 福祉の置かれた状況

1 人権擁護の推進

障害者権利条約を我が国が批准して4年が経ちました。障害者差別解消法では不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められ、障がい者の権利擁護が法制度面で整備・推進されています。しかし、障害者支援施設等において虐待等の人権侵害はたびたび報道されます。

法人における中心的な課題は、障がいがあっても自立と社会参加ができる環境を整える事業展開をすることです。障がい者の意思決定支援をすすめ、活動や生活し易いように個々に応じた合理的配慮を推進していきます。

2 福祉行政の動向と社会福祉法人の役割

平成28年6月に公布された改正障害者総合支援法は平成30年4月から本格施行されます。国の平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は+0.47%となりました。改定内容には、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題への対応などがもりこまれています。

法人の施設経営に直接影響する障害福祉サービスの報酬改定の内容を的確に把握し新たに創設されたサービスに対応していきます。

足立区においては、基本構想、基本計画の策定をふまえ、平成30年度からの「足立区障がい者計画（6年間）」、「足立区第5期障がい計画（3年間）」、「足立区第1期障がい児福祉計画」が策定されます。

3 社会福祉法の改正と対応

昨年4月から、改正社会福祉法が本格施行され、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みを実施する責務等、社会福祉法人に主体的自律的法人経営を求めています。

また、昨年7月に社会福祉法が改正され「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて地域生活課題への取組みが規定され、4月から施行となります。

Ⅲ 法人意思決定・議決機関

1 理事会・評議員会の運営とガバナンス強化

経営組織のガバナンス強化として理事会と評議員会の権限・役割が明確に分けられました。評議員会は理事会に対するけん制機能を有し、諮問機関から議決機関になり、理事会は法人の業務執行の決定や意思決定を行う機関になりました。法改正の主旨をふまえ理事会・評議員会を適切に運営し、地域やご利用者等の意見を反映する仕組みの準備をすすめます。

2 役員等への取組み

理事会及び評議員会は直接の出席が重要となります。案件検討における資料や説明を分かりやすく工夫し役員等相互の意見交換ができるようにし、充実した法人経営及びコンプライアンスの確保のための意思決定機関となるようにします。

Ⅳ 本年度法人経営方針

- (1) 人権擁護を基本にしたご利用者の主体性ある生活と活動の確保
- (2) ご利用者の地域生活充実のための事業展開
- (3) 経営組織のガバナンス形成と本部組織の強化
- (4) 組織体制づくりと人材確保・育成・定着の強化
- (5) 公益的な取組みの推進と関係機関との連携強化
- (6) (仮称) 江北一丁目障がい者通所施設の整備、開設準備、運営資金確保

Ⅴ 法人経営の基本的考え方

1 安全安心な事業経営

(1) 人権擁護の推進

人権擁護委員会及び人権啓発委員会を中心に人権擁護を推進します。倫理綱領や職員行動規範の周知、新人研修や全職員を対象として研修、支援場面での『にやり・ほっと』の提出励行（より良い支援の共有）、委員による施設訪問やグループワーク、各施設による人権の日の取り組みを実施します。各施設の体制として虐待防止委員会を機能させていきます。

行政の相談・通報窓口との連携を深め、ご利用者に寄り添って就労や生活場面を整えていきます。また、意思決定支援や合理的配慮については障がい特性や施設環境に即して各施設の課題として充実させていきます。

(2) 施設整備

平成 29 年 12 月に（仮称）江北一丁目障がい者通所施設の建設に着工しました。都と足立区による施設整備特別促進補助の仕組みで建設します。地域と関係をつくりご利用者に安全、安心で使いやすい施設の建設を進めます。開設準備担当を設置し、平成 31 年 4 月の事業開始のため諸準備を進めていきます。

また、老朽化した既存施設の梅田ひまわり工房や西新井ひまわり工房については「足立区障がい者通所施設整備方針（平成 29 年改定版）」にそった対応を求めています。

（3）リスクマネジメント

① 安心、安全な環境と支援体制整備

ご利用者の活動、施設設備等に限らず多方面から危機管理を徹底する必要があります。法人リスクマネジメント委員会は毎月の事故等について集計するとともに各施設の改善策を把握しています。各施設においては安心、安全に係る体制を整え管理強化をしていきます。また、職員一人一人が先を見通した支援活動することのできる資質能力を育成し、生活と活動の環境を整えます。

② 防災対策の強化

支援中に災害が発生した場合は、帰宅させることなく施設に留まります。そのために備蓄食料など必要な物品を備えご利用者の避難所等を確保することが第一と考えています。また、法人施設同士、グループホーム等と連携をとるとともに、足立区や地域と連携して避難生活に対応します。

地震対策、水害対策等の災害対策を足立区担当部署との連携を密にし、職員ご利用者に周知徹底し災害等に備えた訓練を実施します。

2 顧客満足度の推進

（1）ご利用者支援計画の充実

三年後のゴールを設定し年度ごとの経営方針を示して利用者支援の充実を図っています。サービス等利用計画と個別支援計画を連動させ支援を充実します。個別支援計画の実施期間をサービス等利用計画に合わせ支援の整合性を高めます。また、ご利用者の意思決定支援や合理的配慮についても実践をすすめていきます。

（2）高齢化に対応した支援

①高齢化に配慮した支援

ご利用者の高齢化による身体機能の低下や重度・重複化は、日常の活動や作業能率等に表れています。年齢や体力面等に配慮した支援内容やグループ編成を工夫し活動環境の改善に努めます。理学療法士の専門的な指導により、身体機能維持・回復プログラムを導入していきます。

②家族を含めた支援

同居し介護する親の高齢化などで家庭の維持が難しくなる要支援家庭に対し関係機関と連携し支援していきます。共生型サービスを見据えた組織づくり等検討していきます。

3 ニーズに応じた事業展開

（1）地域移行の推進とグループホームの充実

入所施設からの地域生活への移行を進めるためには、入所施設、相談支援機関・グ

グループホーム等との有機的なつながりが不可欠です。法人内や外部関係機関との連携を深め地域移行の取組みを強化していきます。東京都地域移行促進コーディネーター事業を引き続き受託して都内外の入所施設や都内グループホームの情報を得て有意義な地域移行に貢献できるよう関係施設や機関と連携していきます。

東京都のグループホーム支援事業の変更に対応し、地域移行の充実を図るためグループホームを安定運営する体制を検討していきます。

(2) 相談支援事業の充実

計画相談では、利用者約 800 名の計画作成等を実施します。必要に応じたモニタリング回数を設定し、個々のニーズに合わせた相談体制を確立し、また担当者会議では各関係機関との連携を図り、ご利用者のためのチーム作り・一貫性のある支援を目指します。高齢化等の課題について、必要に応じた介護サービス事業所との連携を図り次のステージへの準備を援助します。

単身生活者（家族支援困難者）の緊急時対応等の支援をすすめます。また、基幹相談支援センター「あしすと」と連携を取り、区内の相談支援事業者の中核を担うよう区の相談支援員養成研修等に協力していきます。

(3) 新たなサービスの検討と事業の見直し

一人暮らしの地域生活を支援する自立生活援助、就労定着に向けた生活面の課題に支援をおこなう就労定着支援、共生型サービス等について、基準、支援内容、報酬等を勘案し、サービスの実施を検討し必要な対応をします。

障害福祉サービスの指定基準等の見直しや報酬改定等により運営の見直しが必要になる事業について、事業のあり方を検討し適正性を確保していきます。

4 法人ガバナンスと組織整備

公認会計士による外部監査として中間監査及び決算監査を受け、財務の在り方や処理方法についての助言指導を事務改善に生かしていきます。遵守すべき法令、経営理念、社会的ルールを職員一人一人が正しく認識し業務に専念できるよう進めていきます。

改正社会福祉法により一定規模以上の法人への会計監査人の設置及び社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な内部管理体制整備が規定されました。法人の対象範囲の拡大に備え準備をすすめていきます。

(1) 法人本部機能の強化と組織整備

法人として管理部門の中核として財政状況を把握し、経営・業務・人事管理に係わって実態把握するとともに、法人全体を見通した方針を立てて、施設管理についても牽引していきます。そのため、財源を確保し必要な人員配置により法人本部の組織体制の整備をすすめます。

(2) 各種委員会の整備と事業統括機能の確保

障害福祉サービスや経営上の課題解決のために委員会や職種別会議を設置して対応をすすめます。法人の事業方針を受けて委員会の目的と主な内容をまとめるとともに年間計画を立てて組織的計画的に運営していきます。また、年度末には年間を通した実績と引き継ぎ課題を明らかにしていきます。

事業が同一でも施設ごとの運営の違いが指導検査等において不統一の問題として生

じています。施設間を横断的に管理する横串機能を委員会にもたせ業務の適切性を確保していきます。業務と組織の安定的な運営のためサービスの標準化をすすめます。

(3) 大規模施設の組織整備

障害者支援施設 希望の苑は、入所・通所サービスの施設系と地域生活支援センターや相談支援センターの事業系とに分かれています。施設系はご利用者の高齢化、重度化や障がいの多様化への対応をすすめ、施設入所支援事業では、生活の場として、施設設備やサービス内容の再構築をすすめます。就業規則改正により追加された勤務時間により効率的なサービス提供を行います

再編成した地域生活支援センターの管理支援体制を強化し、バックアップ体制を構築できるよう通所施設を含め組織の在り方を検討します。

(4) 広報紙やホームページでの情報提供による透明性の向上

社会福祉法人の事業運営の透明性を向上させ、経営状況や事業内容を理解してもらうため情報発信を充実します。適宜ホームページを更新し、法人広報紙の内容を充実させ発行します。

5 健全財政の確立と財務規律の強化

(1) 安定的な経営と収入の確保

障害福祉サービスの報酬内容や各種補助金の制度理解を深め、確実に財源を確保していきます。平成 30 年度の報酬改定や東京都の加算制度の見直し足立区の法人補助に適切に対応していきます。

(2) 法人資金管理の整備

法人の経営を安定させ、法人事業を機動的能率的に展開していくために、法人本部が資金を管理するなど本部機能を発揮できる体制強化が必要です。施設整備に伴う足立区の補助制度は従来とは違い法人負担が大きく増加しています。(仮称)江北一丁目障がい者通所施設建設及び開設後運営が安定するまでの法人自己資金を計画的に確保します。

(3) 社会福祉充実計画の作成

改正社会福祉法による財務規律の強化として、「いわゆる内部留保」の明確化があります。(仮称)江北一丁目障がい者通所施設整備を内容とした社会福祉充実計画を実施します。

6 職員管理と職員育成の推進

(1) 人材の確保と職場定着、離職防止の推進

福祉関係の保育、介護分野の人材不足のなか、障害福祉サービス分野においても人材確保が厳しさを増しています。法人本部を中心に各事業所が協力して、これまで以上に採用活動を強化、工夫し人材を確実に確保していきます。

採用のための就活イベントへの参加、就職サイトの有効活用、インターンシップ開催等により人材確保策を更に強化します。

また、各施設では大学や専門学校等との関係を深め、実習等の受け入れ機会を人材確保のために活用します。

また、新規採用の処遇条件の見直し、法人への入職後の労働条件や労働環境を改善し研修機会の充実等をすすめ職場定着を図ります。法人及び管理者は組織の重要課題として積極的に取り組みます。

平成31年4月開設予定の新規施設は指定基準上、利用定員の90%分の職員配置が必要となります。採用活動を計画的にすすめ確実に開設人員を確保し事業準備をすすめます。

(2) 人事考課制度の充実

人事考課規程や等級ガイドラインを改定し人事考課制度と昇格・降格を連動させ人事管理を充実してきました。目標面接など考課制度を十分活用して、職員の勤務状況を把握するなどして管理職等は、人材育成を一層充実したものにしていきます。

(3) 研修体系の整備

これまで法人として各種委員会主催の法人全体研修を実施し、委員会内での実践報告など研修も充実してきました。職員の研修に対する強い要望に応え、ご利用者・ご家族の求める支援の質の向上に資するため、法人での勤続年数や事業の経験年数に応じた宿泊派遣研修等の実施や職位に対応する管理職養成講座等の研修を実施し研修体系を整えていきます。

(4) 専門性の確保、向上

支援の専門性の確保について理学療法士等の専門職の導入や研修の実施などは各施設で対応しています。重度重複・強度行動障害に対する支援、医療的ケア、就労支援、発達障害支援などの知識・技能面などにおいて専門性を確保した支援が必要です。法人全体として研修等の充実強化により専門性確保、向上に努めます。

(5) メンタルヘルス

労働安全衛生法に対応し50人以上の事業場である希望の苑・竹の塚ひまわり園ではストレスチェックを実施しています。また、対象施設以外の施設においても職員の心身の健康のための実態把握と支援体制を整備します。

(6) ワークライフバランスの推進

足立区ワークライフバランス推進企業として認定されており「NO 残業 day の推進」を目標としています。職員が働きやすく子育てや介護等のしやすい環境の事業場として、労働関係法令の規程に基づき整備していきます。事業内容の見直しや業務の生産性の向上により適切な労働時間や超過勤務の管理をすすめます。

7 公益的な取組みと地域関係機関との連携

(1) 法人としての公益的な取組み

法人として、地域における公益的な取り組みを実施する責務が課されました。東京都社会福祉協議会の広域連携支援の取組みである東京都地域公益活動推進協議会に参加します。

昨年8月に発足した、足立区に法人本部を置く社会福祉法人ならびに足立区で活動する事業所で構成する「足立区社会福祉法人連絡会」(会員数102)に参加していきます。地域における「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対し、高齢、障がい、児童などの分野を越えて連携し、地域公益活動(子どもが安心して過ごせる居場所づく

り) などに取り組んでいきます。

(2) 関係団体との連携と社会貢献

法人としての取組みや事業展開等においては、親の会など関係団体との連携を図ります。また、社会貢献として、これまで以上に施設設備の開放、施設機能の開放、人的貢献、地域の住民としての活動をすすめていきます。

(3) 地域への貢献

足立区のビューティフル・ウィンドウズ運動に各施設は参加するなど地域美化活動を引き続き行います。また、足立区の第二次避難所（福祉避難所）の指定について足立区と「避難所施設利用に関する協定」を結ぶなど地域住民に貢献できる活動を組織します。

(4) 地域法人との連携

本法人の通所事業所は、区内他法人のグループホームのバックアップ施設として協定を結んでいます。地域の法人として、災害時などでの協力関係を構築するなど連携を深めます。

VI 後援会活動への協力

綾瀬後援会（事務局、綾瀬ひまわり園）、竹の塚後援会（事務局、竹の塚施設）、谷在家後援会（事務局、谷在家障がい福祉施設）の三つの法人後援会が地域毎に組織されています。法人の事業活動への応援や法人に対する寄付、親睦、交流を図る行事の企画等で支援していただいています。今後も、施設も一緒に企画運営するなど協力関係を強めていきます。

Ⅶ 事業所・事業活動一覧

(1) 日中活動の場

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	綾瀬ひまわり園	就労継続A型	10	自立講座を通して、社会生活や就労に向けてのスキル向上をさせていく。外部実習など企業就労に向けて経験の場を設けていく。
		就労継続B型	35	受注作業やパン製造の目標をご利用者と確認しながら進めていくことで、主体的な作業参加と工賃の向上に繋げていく。
		生活介護(作業)	45	ご利用者の強みと課題を改めて整理、支援する。作業等の選択肢を広げ、主体的な活動環境を整える。他機関と連携してニーズに応えていく。
2	綾瀬なないろ園	就労継続B型	30	パン製造・販売、受注作業ともに安定した売り上げと工賃向上を目指す。作業環境の配慮やご利用者が主体となる活動を行なう。
		生活介護(生活)	20	意思決定支援及びご利用者支援における職員の専門性の向上と自主生産品作業、専門職との連携等で活動の充実を図る。
3	竹の塚ひまわり園	就労移行支援	12	登録者20%以上の就職、職員研修・関係機関連携の強化、3ヵ月毎の支援計画等を通し利用者就労力向上の就労支援充実を目指す。
		就労継続A型	11	他機関と共に生活支援を充実させ、清掃技術を向上させるだけでなく、働く意欲を高めながら最終的には企業就労を目指す。
		就労継続B型	38	パン製造や受注作業の作業環境を整え、ご利用者が生産性ある作業をおこなう。お客様が来店し易い喫茶「ぶらたなす」を造り上げる。
		生活介護(作業)	42	業務の精査をはかりながら、作業の充実、自立につながるプログラムと高齢化を鑑みたプログラムを実施する。
4	竹の塚福祉園	生活介護(生活)	60	気持ちシートを見直し、更なる活動の充実へ繋げる。年4回地域貢献活動を行ない、地域連携(協創)へのネットワークを作る。
5	希望の苑(通所)	就労継続B型	25	新規作業の開拓、安定した作業を提供、高工賃、作業種の拡大に繋げる。就労意欲向上として、委託清掃業務の充実、施設外支援の参加を促進。
		生活介護(作業)	15	訓練プログラムを通じて体力の維持増進、社会参加の機会を増やす。個別ニーズが高まり、個別外出訓練等を企画実施。ニーズ充足を図る。

6	谷在家福祉園	生活介護（生活）	60	知的障がいと身体障がいの支援力を深化させていく。江北施設開設に向けて、即戦力人材を育てる環境づくりをする。
7	谷在家福祉作業所	就労継続A型	10	清掃業務や自立講座を通して、就職に必要なスキルを身につけ、働く意欲、意識を高められるよう支援を行う。
		就労継続B型	20	高単価な受注作業を主軸に取り組む事で工賃向上や作業活動の充実を図りつつ、自主生産品の安定的な製造、計画的な販売戦略を行なう。
		生活介護（作業）	30	加齢に伴う、身体的機能の維持や向上に向けた活動プログラムを取り入れる。将来を見据えた生活を考え、より実践で活かせる活動を行う。
8	梅田ひまわり工房	生活介護（作業）	20	ニーズを的確に捉え、個別支援計画を念頭に置いた、丁寧な支援をすることでご利用者の将来の生活をご家族と共に考える。
9	西新井ひまわり工房	生活介護（作業）	30	高齢化対策に向けた取り組みとして、作業療法士、言語聴覚士との協働の支援を実践していく。又、地域資源との交流を積極的に図る。
10	西伊興ひまわり園	生活介護（作業）	50	活動の充実と安定を図るために、意思決定を支援し主体的な活動を目指す。専門職を導入し高齢化対策に向けた活動を取り入れていく。
計	10 事業所	5 事業種 (19 事業)	利用者定員 563 名	

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	谷在家デイサービスセンター	地域生活支援事業	20	創作的・文化的活動の場において、利用者が主体となり充実した活動ができる環境を整える。高齢化や身体状況に応じた環境を提供する。
2	竹の塚ふれあいセンター	地域生活支援事業	20	多様なニーズに則したプログラムの提供。障害種別に柔軟性のある対応を行う。要望に応じて通所施設を想定した作業提供や実習等を行う。

(2) 居住の場

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	希望の苑 (障害者支援施設)	施設入所支援	60	生活介護、自立訓練及び就労移行支援の対象者に対し、日中活動と夜間等における入浴、排せつや食事等の介護、支援等を実施する。
	希望の苑 (日中活動)	生活介護	(45)	食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援軽作業等の生産活動や創作的活動等機会の提供。また、心身の健康管理を実施する。
		自立訓練	(9)	自立に向け、健康管理も含めた日常生活上の支援や作業訓練等を実施する。サービス利用期間は有期限で地域移行を目指す。
		就労移行	(6)	サービス提供期間を限定し、知識・技能の向上、企業等での実習、就労後の職場定着を支援し、企業等への雇用につなげる。
2	希望の苑 (短期入所)	ショートステイ	6	疾病等の理由により介護できない場合や、レスパイトを目的とし、一時的に食事、入浴、排泄の介護、日常生活上の支援の提供をする。

			定員	主な事業計画
3	あだちの里 地域生活支援 センター (グループ ホーム)	北ホーム (6 寮)	38	ご利用者の高齢化・重度化並びにニーズに合わせた地域生活を実現できるよう、支援内容や環境整備を行っていきます。特に、高齢化対策は必須事項になっていきますので、個々の日中活動等も考え、各関係者と連携をとり支援していきます。
		西ホーム (7 寮)	40	
		東ホーム (7 寮)	39	
		大谷田グループ ホーム	7	体験・訓練型の機能を発揮できるよう専門性を高め支援していきます。単身生活も含めた地域生活の移行を推進します。
計			グループホーム定員 124 名	

(3) 地域生活支援

No	事業所			主な事業計画
1	竹の塚居宅介護サービスセンター	居宅介護 行動援護 移動支援 同行援護	派遣 130 人	ご利用者のニーズに応えられるよう、特性・特徴を理解したうえヘルパーの専門性を高め、支援していきます。ヘルパーの確保等事業の在り方を再確認していきます。
2	竹の塚相談支援センター	特定相談 障害児相談 一般相談	760 2 5	個々のニーズに寄り添いながら、安定した福祉サービス利用が継続できるように、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを実施する。